

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : 個人情報保護法制の総合的研究
申請者 : 鈴木正朝
審査委員会 : 主査 教授 林 紘一郎
副査 教授 辻井 重男
副査 名和 小太郎(情報セキュリティ大学院大学 セキュアシステム研究所 特別研究員)
副査 岡田 仁志 (国立情報学研究所 情報社会相関研究系准教授)

I. 論文内容の要旨

本論文は、個人情報保護の問題を、次の3つの視点から分析している。第1は法解釈の視点、第2は経営管理の視点、そして、第3は立法政策の視点である。

第I編「個人情報保護法制の概要」において我が国の個人情報保護法制の制定の経緯を概観し、全体構造を明らかにした。第II編「個人情報保護に関する法律の解釈」において、個人情報保護法に関する行政の第一次的解釈を踏まえながらそれを逐条的に確認した。この2つの編が第1の「法解釈の視点」である。

次いで第III編「個人情報保護法と経営管理」においては、経営管理（マネジメントシステム）全体のなかでの個人情報保護の位置づけと、法との接点について、その問題点も含めて論じている。この編は上述第2の「経営管理の視点」の中心的部分である。そして最後の第IV編「個人情報保護法の立法政策」では、以上の論点を整理しつつ今後のあるべき姿を論じており、第3の「立法政策の視点」に当る。

個人情報保護法など情報法の分野は、未だ試行錯誤の時期にあり、情報をいかに法的に規律していくべきかについて、企業だけではなく国も十分にその基本思想を固めているようには思われぬ。情報に関する制定法はその整備の途上であり、他の法分野以上に立法政策的検討のウェイトが大きい。本論文ではこの点について、第IV編において考察を試みている。

II. 論文審査結果の要旨

1. 本論文は、2005年4月から全面的に施行された「個人情報保護法」とその関連法制について、関連5法を網羅するだけでなく、各省のガイドラインを一体として分析するほか、JISQ150001などの標準・規格までもカバーするという点で、表題どおり「総合的研究」にふさわしい力作である。なお著者には既に『個人情報保護法とコンプライアンス・プログラム』（2004年）『個人情報保護マネジメントシステムの要求事項の解説』（2006年、共著）『Pマークルールブック』（同、同）の3著があり、この分野で定評を得ている。
2. ①「法」的な部分（その代表格は制定法）と②「経営管理」的な部分（JIS規格）、③その「中間」的な部分（ガイドライン）をバランス良く分析することは、実務と理論の両面で実績を持つ著者にして初めて

成し得た業績と言ってよく（因みに論文を量的に計れば、①と③で 250 ページ弱、②が 150 ページ弱）、その先駆性と独創性を高く評価できる。また記述は、法学の伝統に従って「解釈論」を中心になされ、立法論の部分は明確に区別されている。また②には、「労働者のモニタリングと情報管理」など、時宜に適ったテーマが追記されている。

3. 周知のとおり「個人情報保護法」は、その全面施行前後からフィーバーとも呼ぶべき社会現象を巻き起こしたが、そこには法に対する過剰な反応と（一部ではあるが）過小な対応とが同居していた。著者は前者の原因のうち過渡的なものはさて置き、構造的なものとして、「個人情報」と「個人情報取扱事業者」という 2 大概念が厳密に定義されていない（定義に限界がある）ほか、行政規律法として導入されたはずの法が裁判規範法と誤解されている、認定個人情報保護団体にスキルがないなど、主要な論点を網羅している。そしてこの指摘は、論文中この 2 大概念の解説に、100 ページ近くが費やされている点とも連動している。
4. 最後の第IV編は 40 ページ弱にわたって「立法政策」を論じている。ここでは、①個人情報保護法は見直すべきである、②その際「個人情報」の範囲を特定するとともに、③対象企業も限定せよ等と述べているが、これは前述 3. の現状認識と対応している。
5. かくしてこの論文は、そのまま出版されても十分に解説書（逐条解説）として事実上の定本になり得るレベルにあると思われる。加えて法学の論文としても興味深い分析を含んでいる。代表例は、「個人情報保護法第 25 条第 1 項によって、裁判所に直接個人情報の開示を請求することができるか？」という設例である。この点については肯定説と否定説が拮抗しているが、両説は「個人情報保護法を行政法規と見るか裁判法規と見るか」という論点と重なりあっており、実務上もさることながら学問的に興味深い論点である。この点に関する筆者の否定説は説得力がある。
6. 以上を総合的に判断すれば、本論文は博士（情報学）として十分に価値のあるものと判断できる。なお併せて、本論文が「法学」ではなく「情報学」の論文として審査に付されている点について、触れておきたい。本論文は、法学のそれとして十分なレベルにあるにとどまらず、経営管理の視点との融合に成功している点で、従来の法学を超え、「情報法」という新たな地平の入口に立っている。「個人情報保護法」が「情報法」が可能かどうかの試金石と見られるだけに、著者にはこの論点をさらに深めることを、将来の課題として期待したい。

Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、2007 年 8 月 21 日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行い、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。